

感染症



感染症は、細菌やウイルスなどによってひき起こされる人に感染する病気で、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」において、感染力や症状の重さなどにより、「一類感染症」、「二類感染症」、「三類感染症」、「四類感染症」、「五類感染症」、「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」に分類されています。

感染症法による感染症の類型と性格

感染症の類型	疾病名等	感染力や症状の重さ等による危険性	性格
一類感染症	エボラ出血熱、ペスト等	極めて高い	
二類感染症	結核、鳥インフルエンザ(H5N1)等	高い	
三類感染症	コレラ、腸管出血性大腸菌感染症等	高くない	特定の職業への就業によって感染症の集団感染を起し得る感染症
四類感染症	A型肝炎、マラリア等	人から人への感染はほとんどない	動物・飲食物等の物件を介して感染するため、動物や物件の消毒、廃棄などの措置が必要となる感染症
五類感染症	インフルエンザ、アメーバ赤痢、梅毒、風しん、麻しん等		国が感染症発生動向調査を行い、その結果に基づいて必要な情報を一般国民や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・拡大を防止すべき感染症
新型インフルエンザ等感染症	新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ		全国的かつ急速なまん延により、国民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの（感染力の強さによる影響が大きい）。
指定感染症	政令で1年間に限定されて指定された感染症		一～三類に準じた対応の必要性が生じた感染症
新感染症	未知の感染症	極めて高い	既知の感染症と症状等が明らかに異なる感染症で、一類感染症に準じた対応を行う必要がある感染症